

○日野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例施行規則

平成 31 年 3 月 27 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例(平成 7 年日野町条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見書の提出)

第 2 条 条例第 4 条の規定に基づき意見書を提出しようとする者は、地区計画の原案に関する意見書(様式第 1 号)により行うものとする。

(申出方法)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により地区計画等の原案を申し出る者は、地区計画原案申出書(様式第 2 号)により行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺 10,000 分の 1)
- (2) 地区計画の区域図(縮尺 2,500 分の 1)
- (3) 現況図(縮尺 500 分の 1 以上)
- (4) 土地利用計画図(縮尺 500 分の 1 以上)
- (5) 区域内の公図の写し
- (6) 区域内の土地所有者等一覧表
- (7) 同意書(様式第 3 号)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 3 年 3 月 29 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、(中略)第 38 条の規定による改正前の日野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例施行規則(中略)に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (令和 8 年 9 月 1 日)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式による書類は、改正後の様式によるものとみなす。

地区計画原案申出書

年 月 日

日野町長 様

申出人 住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名)

日野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 地区計画の名称		
2. 地区計画の位置		
3. 地区計画の区域面積	実測	m ² （公簿 m ² ）
4. 地区計画の目標		
5. 区域の整備、開発 および保全の方針	土地利用の方針	(別紙1のとおり)
	地区施設の整備方針	
	建築物等の整備方針	
	その他当該区域の整備、 開発および保全に関する方針	
6. 地区整備計画	地区施設等に関する事項	(別紙2のとおり)
	建築物等に関する事項	
	土地利用に関する事項	
備 考		

【別紙 1】

5 区域の整備・開発および保全の方針	土 地 利 用 の 方 針	
	地区施設の整備方針	
	建築物等の整備方針	
	その他当該区域の整備、開発および保全に関する方針	

【別紙 2】

6 地区整備計画	地区施設等に関する事項		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	
		容積率の最高限度	
		建蔽率の最高限度	
		敷地面積の最低限度	
		建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	
		壁面の位置の制限	
		建築物等の高さの最高限度	
		建築物の居室の床面の高さの最低限度	
		日影規制・北側斜線	
		建築物の形態、意匠の制限	
		垣、柵の構造の制限	
		緑化率の最低限度	
	土地利用に関する事項		

様式第3号（第3条関係）

同 意 書

日野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例第5条第1項の規定に基づく地区計画の原案申出に同意します。

番号	土地または建物の 所在地	権利の種別	土地の 面積(㎡)	土地所有者等		印
				住 所	氏 名	

備考

- 1 権利の種別は、所有権、賃借権等の別を記入してください。
- 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称および代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。
- 3 印鑑は、実印によるものとし、印鑑登録証明書を添付してください。